様式第５号(第６条関係)

第　　　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　えびの市長　　 |

支給決定

未支払子ども手当 　　　　　　　通知書

請求却下

　平成　　年　　月　　日付で請求のありました未支払子ども手当の支給につ

支給することに決定

いては、次のとおり 　 　 しましたので通知します。

請　求　を　却　下

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支払の内容 | 支払期間 | 平成　　　年　　　月分から平成 年 月分まで |
| 支払金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 支払年月日 | 平成　　　年　　　月　　　日 |
| 支払方法 |  |
| 却下の理由 |  |

（教示）１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取り消しの訴えは上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、えびの市を被告として（訴訟においてえびの市を代表する者はえびの市長となります。）提起しなければなりません。ただし、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することはできません。